訓練の実施概要

1 今回の訓練の特色

第44回九都県市合同防災訓練は、「災害対策基本法」及び「第44回九都県市合同防災訓練実施 大綱」に基づき、関東大震災以降最大の都市型災害となった阪神・淡路大震災及び未曽有の大災 害となった東日本大震災等から得られた教訓を生かして、次の8点を重点に地域の実情に応じた 訓練を実施した。

- (1) 都市の過密化や土地の高度利用により多様化する都市型災害に対応した訓練
- (2) 「九都県市災害時相互応援に関する協定」及び国や市区町村、指定地方公共機関等の各種相 互応援協定に基づき、応援派遣や救援物資輸送等の広域的な訓練
- (3) 地域住民の主体的参加を得た避難所運営等の訓練
- (4) 発災時の応急対策に支障を来さないように、道路における車両等の通行を禁止するなど実践的な道路交通対策訓練
- (5) 地震により陸路が途絶した想定のもとで、海・河川及び空路を震災時における重要な輸送路と位置づけを行うとともに、船舶や航空機等を活用した救援物資緊急輸送訓練
- (6) 帰宅困難者対策として、鉄道機関、警察機関と連携し大規模ターミナルでの駅混乱防止及 び避難誘導訓練
- (7) 九都県市地域の事業所、NPO 法人、ボランティア団体等における、その責務と役割に応じた実践的な訓練
- (8) 災害時要配慮者の訓練への参加

2 実施日及び場所

都県市名	訓練日	会場	
埼玉県	8月27日(日)	志木市役所、いろは親水公園ほか	
千葉県	9月2日(日)	川村学園女子大学ほか	
東京都	9月3日(日)	東村山市役所周辺	
神奈川県	10月15日(日)	未病バレー「ビオトピア」ほか	
横浜市	8月27日(日)	新横浜公園(日産スタジアム)第一駐車場	
川崎市	9月3日(日)	菅多目的広場、川崎市立南菅中学校ほか	
千葉市	8月27日(日)	千葉市役所ほか	
さいたま市	10月15日(日)	岩槻文化公園	
	※荒天のため中止		
相模原市	9月1日(金)	相模総合補給廠一部返還地ほか	

3 発災対応型訓練

(1) 広域応援・受援訓練

九都県市相互及び防災関係機関等との連携・協力体制の充実を図るため、各種相互応援協定 に基づく訓練を実施した。

ア 人員・資機材等の応受援訓練

受援都県市	応援都県市	応援内容	
千葉県	千葉市	千葉市消防局へリコプターによるホイスト救助	
神奈川県	横浜市	横浜市消防局航空消防隊による吊り上げ救助訓練	
		※大雨の影響により中止	
	埼玉県	救出救助・消火訓練(川口市消防局による多重衝突事故現場から	
		の救出救助活動)	
	千葉県	救出救助・消火訓練(佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部に	
		よる崩壊した橋梁上からの救出救助活動)	
	東京都	救出救助・消火訓練(東京消防庁による倒壊家屋からの救出救助	
相模原市		活動)	
	神奈川県	○救出救助・消火訓練(座間市消防本部による中高層建物火災現	
		場からの救出救助活動及び一斉放水)	
		○医療救護訓練(神奈川 DMAT 指定病院と連携した現地救護所運	
		営訓練等)	
	横浜市	航空機訓練(横浜市消防局による孤立した地域から、航空機を使	
		用した傷病者の医療機関への搬送)	
	川崎市	航空機訓練(川崎市消防局による孤立した地域での、ホイストを	
		使用して救助した被災者を主会場への搬送)	
	千葉市	救出救助・消火訓練(千葉市消防局による多重衝突事故現場から	
		の救出救助活動)	
	さいたま市	救出救助・消火訓練(さいたま市消防局による崩壊した橋梁上か	
		らの救出救助活動)	

イ 救援物資緊急輸送訓練

九都県市災害時相互応援に関する協定に基づく、救援物資の受け入れのため陸上輸送に対 応する救援物資集積拠点の開設・運営を行った。

受援都県市	応援都県市
埼玉県	千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市
千葉県	埼玉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市
東京都	埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市
神奈川県	埼玉県、千葉県、東京都、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市
横浜市	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、川崎市、千葉市、さいたま市
川崎市	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、千葉市、さいたま市
千葉市	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市
さいたま市	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市
相模原市	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市

ウ その他九都県市以外の機関との連携訓練

受援都県市	応援機関	応援内容
相模原市	関西広域連合	救援物資緊急輸送訓練

(2) 災害対策本部訓練

職員非常参集、災害対策本部設置・運営、情報受伝達の訓練を実施した。

(3) 情報伝達·広報訓練

広報車、防災行政無線、ヘリコプター等による情報伝達に加え、ソーシャルメディア、モバイルやドローン等を活用し、被害状況等を迅速かつ正確に伝達する訓練を実施した。

(4) 避難·救護訓練

地域と消防、警察、自衛隊、海上保安庁等の防災関係機関が連携・協力して、道路の損壊や橋 梁の倒壊等により孤立した地域の住民等に対し、安全な場所への避難誘導、倒壊家屋からの救 出・救護や高層建物、車両内等からの救出・救護等を実施した。

(5) 火災防御訓練

住民が消火器等を使用して初期消火を行うとともに、事業所や消防機関が連携・協力して、 建物等から発生した火災を鎮圧する火災防御訓練を実施した。

(6) 交通対策訓練

警察、土木担当部局及び関係団体等の相互連携のもとに、車両等の通行を禁止するなどして、 緊急交通路の確保等を実施した。

(7) 多数遺体取扱訓練

大規模災害発生時における適切な遺体取扱方法を理解するとともに、関係機関との連携を相互に確認・検証した。